

## 契 約 変 更 の 内 容

施 設 名 福島地方環境事務所

業 務 名	令和 4 年度中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務（第 1 回変更）
契約変更年月日	令和 5 年 3 月 2 2 日
業 務 場 所	特記仕様書記載内容のとおり
契 約 業 者 名	（一社）日本補償コンサルタント復興支援協会
契約業者の住所	東京都港区虎ノ門一丁目 1 番 2 0 号
工 期 （ 自 ）	令和 4 年 4 月 1 日
工 期 （ 至 ）	令和 5 年 3 月 3 1 日
業 務 概 要	本業務は、中間貯蔵施設設置に係る 2 5 名程度の権利者（登記記録ベース及びその相続人）に対する補償説明並びに地権者支援事業給付金制度の説明を行い、また、1 5 5 名程度の権利者に対するその他の説明等を行うものである。
契 約 金 額	金 3 6, 8 5 0, 0 0 0 円（消費税込）
変更後の契約金額	金 3 8, 6 5 4, 4 6 0 円（消費税込）
変 更 理 由	補償説明を行う権利者の内で相続の発生により新たに権利者数が増加した。また、その他の説明についても同様の理由により権利者数が増加した。

様式3号

## 契約の内容

施設名 福島地方環境事務所

業務名	令和4年度中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務
契約年月日	令和4年4月1日
契約方法	随意契約
業務場所	特記仕様書記載内容のとおり
業務種別	特記仕様書記載内容のとおり
契約業者名	一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会
契約業者の住所	東京都港区虎ノ門一丁目1番20号
工期（自）	令和4年4月1日
工期（至）	令和5年3月31日
業務概要	本業務は、中間貯蔵施設設置に係る25名程度の権利者（登記記録ベース及びその相続人）に対する補償説明並びに地権者支援事業給付金制度の説明を行い、また、155名程度の権利者に対するその他の説明等を行うものである。
契約金額	36,850,000円（消費税込）
予定価格 （随意契約の場合）	36,905,000円（消費税込）

## 随意契約理由書

施設名：福島地方環境事務所

工 事 名	令和 4 年度中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務
契約業者名	一般社団法人 日本補償コンサルタント復興支援協会
随意契約理由	<p>本業務は、令和 4 年度に中間貯蔵施設の整備に必要な用地補償等（地権者数等約 300 名）に関する専門的、かつ、高度な知識を有する補償業務管理士（社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」第 14 条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された資格者）である補償関連部門資格者等が、地権者等に対して土地・物件調書の説明～契約の承諾までを行う補償説明等を行うため、自宅に訪問して直接面談することになるが、全国に避難等されている地権者またはその相続人等に対し、各々一人あたり複数回の説明を短期間に集中的、かつ、効率的に機動力（複数の班体制）をもって実施することが求められる。</p> <p>参加者確認公募方式が令和元年 10 月より建設コンサルタント等に拡充されたこともあり、令和 3 年度中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務は、通常、本店ないし支店の範囲で業務を行うところ、全国各地の地権者又はその相続人等に対応する機動力（班体制）を整え、業務を実施できる者が一者のみ又は複数者存在するかを確認する必要があるため、参加者確認公募方式により募集を行った結果、参加表明があった者は、一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会一者であり、参加希望書類審査結果報告書のとおり同者が応募要件を満たしていることが確認できたため、同者と随意契約を行ったところである。</p> <p>令和 4 年度業務においても、本業務の実施に必要な特殊な技術等に変更がないことから、「参加者確認公募方式による調達手続について」（平成 21 年 1 月 28 日付け環境会発第 090128003 号大臣官房会計課長通知）別添 12「応募要件を満たすと認められる者が一しかない場合の取扱い」の規定により「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断されるため、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、同者と随意契約を行うこととするものである。</p> <p>なお、一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会は、大規模災害の復興等事業、大規模災害を起因とする事業等の用地補償業務を支援し、もって広く公共の福祉の増進に寄与することを目的として、復興事業の支援及びそれら業務を受託する受け皿となるべく、平成 26 年 4 月に設立され本業務を受注し</p>

	<p>てきたのである。平成27年12月には、政府方針に基づき復興庁、環境省連名通知及び国土交通省通知により、中間貯蔵施設事業に係る更なる協力要請を行ってきた経緯もあり、現在では、全国に加盟している法人約400社を動員することが可能で、中間貯蔵施設事業の施行に支援してきたものである。</p>
--	---